

オールやいづの まちづくり

～ 焼津市自治基本条例 ～



具体的にはこんなこと!



ご近所で!

- ・あいさつを交わす
- ・地域の活動に参加する
- ・高齢者や子どもの見守り



仲間と!

- ・ボランティア活動
- ・市民活動
- ・公民館の講座などの文化活動



行政と!

- ・選挙で投票する
- ・市のアンケートに答える
- ・審議会等の委員に応募する
- ・公共施設に行ってみる



まちのみんなで!

- ・まちのイベントに行ってみる
- ・まちのイベント運営に関わってみる
- ・防災訓練に参加する
- ・まちづくり市民集會に参加する



焼津市自治基本条例って?

焼津市の文化や社会を創造するための条例です。未来を担う子どもたちが健やかに成長でき、誰もがいつまでも住み続けたいと思えるまちにしていけるために、市民・議会・行政の役割やルールが定められています。



どうして条例が必要なの??

【現代の社会が抱える問題】

- ・人口減少、少子高齢化の進行、
社会保障費の増大、情報化社会の弊害
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・国、県、市も財政難

市民のニーズは多様化・複雑化
従来のやり方ではうまくいかない…
市役所だけでもできない…

オールやいづで課題解決!!



焼津市自治基本条例は、市民・議会・行政が力を合わせてまちづくりに取り組むためのみんなが守る約束事です

【発行・問い合わせ先】

焼津市 市民部 市民協働課

TEL: 054-626-1178

E-mail: kyodo@city.yaizu.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.yaizu.lg.jp/>



まちが元気になるように、
オールやいづの取り組みで、
まちを盛り上げましょう!

まちづくりには みんなの力が 必要です!



市民

まちづくり活動

- 自分事として、さまざまな活動に参加
- 広報紙やインターネットなどでの情報収集
- まちづくりに関する情報発信

地域の課題解決

- 市の説明会に参加
- 地域住民での十分な話し合い

災害に強い地域づくり

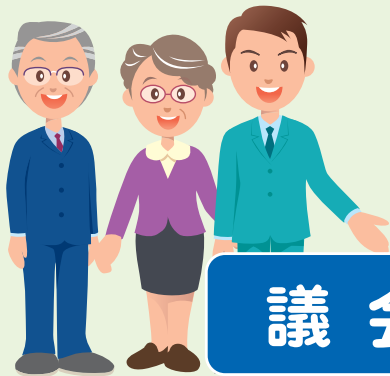
- 自然災害の発生に備え、常に防災に関心を持つ



みんながいつまでも
住み続けたいまち

市民の声を市政に反映

- 開かれた議会運営
- 条例の制定、行政運営の監視、政策の立案
- 市民の意志を政策に反映



議会

市民が参加しやすい環境づくり

- 市民との対話を大切にし、市民にわかりやすく説明
- 必要な情報をより早く適切に発信
- それぞれの特性を認め合い、目的を共有し、協働のまちづくりを推進



行政

市民、議会、行政 が一体となって、
「未来を担う子どもたちが健やかに成長できるまち」
「誰もが安心して幸せに暮らし続けることができるまち」
「市民に愛されるまち」を目指そう!